

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月12日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第 10 号

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防本部に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課、<u>室</u>及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課、<u>室</u>及び係を置く。</p> <p>(1) 総務課 総務係 管理係</p> <p>(2) 予防課 建築設備係 危険物係 防災指導係</p> <p>(3) 警防課 警防救助係 救急係</p> <p>(4) <u>指令室 指令第1係 指令第2係</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 予防課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>自主点検報告表示制度</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>婦人消防協力隊、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、その他防火防災団体</u>に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>危険物の貯蔵等</u>の許認可に関すること。</p> <p>(13) <u>北上地区消防組合火災予防条例（昭和49年北上地区消防組合条例第13号。以下「火災予防条例」という。）第46条の2の規定による指定数量未満の危険物又は指定可燃物のタンクの水張検査又は水圧検査</u>に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p>	<p>(課及び係の設置並びに分掌事務)</p> <p>第4条 消防本部に、次の課及び係を置く。</p> <p>(1) 総務課 総務係 管理係</p> <p>(2) 予防課 建築設備係 危険物係 防災指導係</p> <p>(3) 警防課 警防救助係 救急係 <u>通信係</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 予防課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>防火対象物に係る表示制度</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>北上地区幼少年婦人防火委員会、その他防火防災団体</u>に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(12) 危険物<u>製造所等</u>の許認可に関すること。</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p>

4 警防課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) その他警防業務に関すること。

5 指令室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 通信指令施設の維持管理に関すること。

(2) 消防通信の管制に関すること。

(3) 火災、救急その他災害時の情報の収集及び伝達に関すること。

(4) 気象情報に関すること。

(5) 非常招集計画に関すること。

(6) 火災予防条例第45条に規定する届出の処理に関すること。

(7) 消防統計に関すること。

(8) 通信指令業務に係るIT情報に関すること。

(9) その他指令業務に関すること。

(係の分掌事務)

第5条 係の分掌事務及び職員の事務分担は、課長及び室長
(以下「課長等」という。)が別に定める。

2 課長等は、事務分担を定めたときは、別に定める事務分担

4 警防課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

(16) 岩手県央消防指令センターに関すること。

(17) 通信指令施設の維持管理に関すること。

(18) 火災、救急その他災害時の情報の収集及び伝達に関すること。

(19) 気象情報に関すること。

(20) 非常招集計画に関すること。

(21) その他警防業務に関すること。

(係の分掌事務)

第5条 係の分掌事務及び職員の事務分担は、課長が別に定める。

2 課長は、事務分担を定めたときは、別に定める事務分担表

表により消防長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(職制)

第6条 課に課長及び課長補佐、室に室長及び室長補佐、係に係長を置く。

2 [略]

3 課長等は、消防司令長の者又は消防吏員以外の職員をもつて充てる。

4 課長補佐及び室長補佐 (以下「課長補佐等」という。)は、消防司令の者をもつて充てる。

5 [略]

(課長等、課長補佐等、係長及び主任の職務)

第7条 課長等は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

2 課長補佐等は、課長等を補佐し、課長等に事故があるとき、又は課長等が欠けたときは、その職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受け、係員を指揮監督し、係事務を処理する。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

により消防長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(職制)

第6条 課に課長及び課長補佐、係に係長を置く。

2 [略]

3 課長は、消防司令長の者又は消防吏員以外の職員をもつて充てる。

4 課長補佐は、消防司令の者をもつて充てる。

5 [略]

(職務)

第7条 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受け、係員を指導監督し、係事務を処理する。

4 [略]